

申告申請書作成支援シート(マクロ機能付き)で正しく判断しないケース

申告申請書作成支援シート(マクロ機能付き)(以下「マクロ」という)による作成の際、「障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)」においては、次の①～⑤の例のような常用雇用労働者の雇用区分が正しく判断されないケースがあります。

このような例に該当する場合は、お近くの各都道府県申告申請窓口にお問い合わせください。

またこの場合、電子申告申請ができないため、各都道府県申告申請窓口へ送付または持参により申告申請書を提出してください。

月所定労働時間が変動なしの場合

① 営業日(暦)の関係から、月毎の所定労働時間及び月毎の実労働時間が少ない常用雇用労働者の場合

【例】令和元年12月1日に雇い入れたケース(算定基礎日1日)

短時間以外の常用雇用労働者

障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)
[短時間労働者以外の常用雇用労働者用]

このようなケースの場合、マクロでは、「短時間労働者以外の常用雇用労働者」の様式には入力できません。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間									120	114	114	126	474
月毎の実労働時間									120	114	114	126	474

この例の場合、1月、2月は就業規則等に基づく所定の休日(土日祝日等)の影響により、営業日(暦)の関係から、勤務すべきこととされている日数が少なく、よって、月毎の所定労働時間が少なくなっています。このような場合、短時間労働者以外の常用雇用労働者の雇用区分である120時間以上でなくても、雇用区分に変更はありません。また、月毎の所定労働時間≦月毎の実労働時間であれば当該月については乖離なしとなります。しかし、マクロでは、このような常用雇用労働者の雇用区分に該当する時間(短時間労働者以外の常用雇用労働者の場合は「120時間」、短時間労働者の場合は「80時間」)未満の場合は、正しい雇用区分の判断が行えず、「短時間労働者」と判断してしまいます。

② 年度の途中で他事業所へ転勤した常用雇用労働者の場合

【例】令和元年10月1日付け、本社から千葉支店へ転勤したケース(算定基礎日1日)

短時間以外の常用雇用労働者

障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)
[短時間労働者以外の常用雇用労働者用]

算定基礎日を変更した場合、障害の種類が変更となった場合、除外率が変更となった場合も同様です。

本社

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間	140	140	154	140	154	140							868
月毎の実労働時間	140	140	154	140	154	140							868
乖離状況	○	○	○	○	○	○							

※ マクロでは本社の状況だけをみて、「短時間以外の常用雇用労働者」と判断

このようなケースの場合、マクロでは、「短時間労働者以外の常用雇用労働者」の様式には入力できません。

千葉支店

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間							147	140	140	133	133	147	840
月毎の実労働時間							147	115	115	115	115	115	722
乖離状況							○	×	×	×	×	×	

※ マクロでは千葉支店の状況だけをみて、「短時間労働者」と判断

「障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)」は事業所ごとに作成していただくため、この例の場合、4月から9月までは「本社」分に、10月から3月までは「千葉支店」分に入力していただきます。このような場合の常態的な乖離の有無の確認は、(4月から3月の)通年で行うこととなり、常態的な乖離なしとなります。しかし、マクロでは、このような他事業所へ転勤した場合は通年で判断が行えません。

このため、4月から9月までは所定労働時間と実労働時間に常態的な乖離がないことから「短時間労働者以外の常用雇用労働者」と、10月から3月までは常態的な乖離があることから「短時間労働者」と判断してしまいます。

③ 月の途中の雇入れ又は離職により、当該月の月毎の所定労働時間及び実労働時間が少ない常用雇用労働者の場合

【例】令和元年5月15日に入社したケース(算定基礎日31日)

短時間以外の常用雇用労働者

障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)
[短時間労働者以外の常用雇用労働者用]

このようなケースの場合、マクロでは、「短時間労働者以外の常用雇用労働者」の様式には入力できません。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間		104	176	160	176	160	168	160	160	152	152	168	1,736
月毎の実労働時間		80	176	112	112	160	168	112	112	152	104	144	1,432
乖離状況		×	○	×	×	○	○	×	×	○	×	○	

※ マクロでは5月を「乖離あり」と判断

この例の場合、5月は月の途中に入社したことにより、月毎の所定労働時間と月毎の実労働時間は、通常の月に比べて少なくなっています。このような場合、P22(3)イの計算式による計算の結果、乖離なしとなります。しかし、マクロでは、このような所定労働時間が常用雇用労働者の雇用区分に該当する時間(短時間労働者以外の常用雇用労働者の場合は「120時間」、短時間労働者の場合は「80時間」)未満の場合は、正しい乖離の判断が行えません。

このため、5月は乖離ありとなり、対象期間11か月間のうち半分以上の月で雇用区分が異なる(常態的な乖離がある)ことから「短時間労働者」と判断してしまいます。

【例】 令和元年5月12日に退職したケース(算定基礎日1日)

短時間以外の常用雇用労働者

障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)
[短時間労働者以外の常用雇用労働者用]

このようなケースの場合、マクロでは、「短時間労働者以外の常用雇用労働者」の様式には入力できません。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間	120	42											162
月毎の実労働時間	120	42											162

この例の場合、5月は月の途中で退職したことにより、月毎の所定労働時間と月毎の実労働時間が通常の月に比べて少なくなっています。このような場合、短時間労働者以外の常用雇用労働者の雇用区分である120時間以上でなくても、雇用区分に変更はありません。また、月毎の所定労働時間 ≤ 月毎の実労働時間、又はP22(3)イの計算式による計算を満たしていれば乖離なしとなります。しかし、マクロでは、月途中の退職により所定労働時間が少なくなったという判断が行えず、対象外(常用雇用労働者に該当しない労働者)と判断してしまいます。

④ 短時間労働者の雇用区分を上回る乖離と下回る乖離が混在する短時間労働者の場合

【例】 令和元年8月31日に退職したケース(算定基礎日1日)

短時間労働者

障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)
[短時間労働者用]

短時間以外の常用雇用労働者の雇用区分

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間	112	133	112	77	112								546
月毎の実労働時間	140	140	77	77	77	対象外の雇用区分							511
乖離状況	×	×	×	○	×								

※ マクロでは4月、5月を「乖離あり」と判断

この例の場合、対象期間の半分以上の月が乖離しているため、「常態的な乖離あり」となり、実労働時間で雇用区分を判断すると対象外(常用雇用労働者に該当しない労働者)になります。しかし、4月、5月は所定外労働時間があったがための不利な結果となることから、乖離月とはなりません。ただ、マクロでは上下の乖離が混在していると、4月、5月を「乖離なし」と判断することができず、対象外と判断してしまいます。

月所定労働時間が変動ありの場合

⑤ 月の途中で雇い入れた又は離職した常用雇用労働者の場合

【例】 令和元年5月1日入社、令和2年3月16日に退職したケース(算定基礎日1日)

短時間以外の常用雇用労働者

障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)
[短時間労働者以外の常用雇用労働者用]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間													1,380
月毎の実労働時間													1,290

この例の場合、5月から3月までの11か月間が算定対象期間となります。このような場合、P22(3)ロの計算式による計算の結果、「短時間以外の常用雇用労働者」となります。しかし、マクロでは、このような年間合計時間数を、月の途中の雇入れ日又は離職日に応じた該当週を含む合計週数で除すという計算は行えず、正しい雇用区分の判断が行えません。

このため、実労働時間である1,290時間を11月で除して、117時間/月となり、「短時間労働者」と判断してしまいます。

■ その他の注意点 ■

月所定労働時間が変動なしの場合

※ 「短時間以外の常用雇用労働者」に該当する労働者が、誤って「短時間労働者」として入力・計上されるケース

【例】 平成31年4月1日に雇い入れたケース(算定基礎日1日)

障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)
[短時間労働者用]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440
月毎の実労働時間	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,440

この例の場合、所定労働時間と実労働時間に乖離がないため、「短時間労働者以外の常用雇用労働者」となります。誤って、「短時間労働者」として入力すると、そのまま「短時間労働者」として計上されますので、ご注意ください。

月所定労働時間が変動ありの場合

※ 「短時間労働者」にすら該当しない労働者を、誤って「短時間労働者」として入力・計上されるケース

【例】 平成31年4月1日に雇い入れたケース(算定基礎日1日)

障害者雇用状況等報告書(Ⅱ)
[短時間労働者用]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間													950
月毎の実労働時間													960

この例の場合、月毎の所定労働時間の年間合計時間数が「80時間 × 対象期間(12か月) = 960時間」以上でないことから、月毎の実労働時間が960時間以上であっても常用雇用労働者ではありません。誤って、「短時間労働者」として入力すると、そのまま「短時間労働者」として計上されますので、ご注意ください。